

項目		4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	水質基準等
	気 温 (°C)	21.4	28.3	13.6	8.4	
	水 温 (°C)	20.3	26.4	16.6	9.2	
<b>定期水質検査結果(9か所)</b>						
1	一 般 細 菌 (個/mL)	0	0	0	0	1mL中集落数が100以下であること
2	大 腸 菌 (定性)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下であること
4	水 銀 及 び 其 の 化 合 物 (mg/L)	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.0005mg/L以下であること
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下であること
6	鉛 及 び 其 の 化 合 物 (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下であること
7	ヒ素 及 び 其 の 化 合 物 (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下であること
8	六 価 ク ロ ム 化 合 物 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下であること
9	亜 硝 酸 態 窒 素 (mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L以下であること
10	シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下であること
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.36	0.33	0.39	0.45	10mg/L以下であること
12	フッ素 及 び 其 の 化 合 物 (mg/L)	0.09	0.09	0.08	0.09	0.8mg/L以下であること
13	ホウ素 及 び 其 の 化 合 物 (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1.0mg/L以下であること
14	四 塩 化 炭 素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下であること
15	1,4- ジ オ キ サ ン (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下であること
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.04mg/L以下であること
17	ジ ク ロ ロ メ タ ン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02mg/L以下であること
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下であること
19	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下であること
20	ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下であること
21	塩 素 酸 (mg/L)	<0.05	0.07	<0.05	<0.05	0.6mg/L以下であること
22	ク ロ ロ 酢 酸 (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02mg/L以下であること
23	ク ロ ロ ホ ル ム (mg/L)	0.009	0.016	0.010	0.004	0.06mg/L以下であること
24	ジ ク ロ ロ 酢 酸 (mg/L)	0.004	0.006	0.004	0.004	0.03mg/L以下であること
25	ジブromoklorometan (mg/L)	0.003	0.003	0.002	0.003	0.1mg/L以下であること
26	臭 素 酸 (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下であること
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.018	0.027	0.019	0.011	0.1mg/L以下であること
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.005	0.009	0.008	0.004	0.03mg/L以下であること
29	ブromojuklorometan (mg/L)	0.006	0.009	0.006	0.004	0.03mg/L以下であること
30	ブ ロ モ ホ ル ム (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.09mg/L以下であること
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.001	0.002	<0.001	0.001	0.08mg/L以下であること
32	亜鉛 及 び 其 の 化 合 物 (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1.0mg/L以下であること
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.01	0.02	0.01	<0.01	0.2mg/L以下であること
34	鉄 及 び 其 の 化 合 物 (mg/L)	0.03	<0.03	<0.03	<0.03	0.3mg/L以下であること
35	銅 及 び 其 の 化 合 物 (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1.0mg/L以下であること
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	7.3	7.6	7.1	8.3	200mg/L以下であること
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.05mg/L以下であること
38	塩 化 物 イ オ ン (mg/L)	7.5	7.5	7.0	10.8	200mg/L以下であること
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	16.8	17.9	18.1	17.1	300mg/L以下であること
40	蒸 発 残 留 物 (mg/L)	55	58	52	69	500mg/L以下であること
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2mg/L以下であること
42	ジエオスミン (mg/L)	0.000004	0.000004			0.00001mg/L以下であること
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	<0.000001	0.000001			0.00001mg/L以下であること
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02mg/L以下であること
45	フェノール類 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005mg/L以下であること
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.46	0.55	0.46	0.38	3mg/L以下であること
47	pH 値	7.3	7.3	7.3	7.3	5.8以上8.6以下であること
48	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
49	臭 気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
50	色 度 (度)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	5度以下であること
51	濁 度 (度)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	2度以下であること
<b>毎日水質検査(4か所)</b>						
1	色	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
2	濁り	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
3	消毒の残留効果(遊離残留塩素) (mg/L)	0.4	0.4	0.5	0.5	0.1mg/L以上(衛生上の措置)

注1

注1

注1

注2

注2

注1

注1

注1) これらの項目は、浄水場から蛇口の間で量が変化しないため、牛田浄水場出口での結果を載せています。

注2) これらの項目は、発生時期に月1回の頻度で検査しています。